

XV 【経済的に困っている時に利用できる制度や手当等はあるか】

1 公的年金制度

名称	概要
障害基礎年金	国民年金加入中や 20 歳前に病気やけがで障害を有することになった場合に年金を支給します。 支給要件がありますので、詳しくは、市担当課または年金事務所へお問い合わせください。
障害厚生年金	厚生年金の被保険者が病気やけがにより障害を持つことになった場合、障害基礎年金に上乗せする形で支給されます。 障害基礎年金に該当しない程度の障害で、厚生年金保険の障害等級表に該当する時は、独自の障害厚生年金（3級）または障害手当金（一時金）が支給されます。 詳しくは、年金事務所までお問い合わせください。 【お問い合わせ先】 彦根年金事務所 TEL：0749-23-1116

2 各種手当

名称	概要
傷病手当	社会保険に加入している被保険者が、業務外の理由による病気やケガの治療のため、休業している時に傷病手当金が支給されます。 【受給の要件】 ・業務外の理由による病気やケガの治療のため休業していること。 ・仕事に就くことができないこと。 ・連続する3日間を含み、4日以上仕事に就けなかったこと。 ・休業した期間について給料の支払いがないこと。ただし、給料の支払いがあっても、傷病手当金の額よりも少ない場合は、その差額が支給される。 【お問い合わせ先】 受給額や受給期間等の詳細については、加入している社会保険の窓口にお問い合わせください。
失業給付	退職や失業して、仕事をする意思と能力があるにもかかわらず職業に就くことができない場合に、雇用保険による失業給付（雇用保険法では「基本手当」という）を受けられます。 【受給の要件】 原則として、離職の日以前2年間に、被保険者期間が通算して12か月以上あること。 ただし、ハローワーク等で「特定理由離職者（体力の不足、心身の障害、疾病、負傷、視力の減退、聴力の減退、触覚の減退等により離職した者：難病患者も含まれる）」と認定された場合は、離職の日以前1年間に被保険者期間が通算して6か月以上あること。 【お問い合わせ先】 受給額や受給期間等の詳細については、職場の担当部署やハローワークにお問い合わせください。

特別障害者手当	20歳以上の在宅の重度障害者で、常時特別の介護を要する状態にある人に対し手当を支給します。 【対象】 障害基礎年金1級程度の障害が重複しているのと同程度の障害を有する人 【お問い合わせ先】 手当月額等の詳細については、各市担当課にお問い合わせください。 長浜市しょうがい福祉課 TEL：0749-65-6518 米原市社会福祉課 TEL：0749-55-8102
障害児福祉手当	20歳未満の在宅の重度心身障害児で、日常生活活動が著しく制限され介護を要する状態の人に対し、手当を支給します。 【対象】 身体障害者手帳の1級（2級の一部を含む）程度の障害の人。精神の障害または身体障害と精神の障害が重複する場合等であって、その状態が上記と同程度以上であると認められる人 【お問い合わせ先】 手当月額等の詳細については、各市担当課にお問い合わせください。 長浜市しょうがい福祉課 TEL：0749-65-6518 米原市社会福祉課 TEL：0749-55-8102
特別児童扶養手当	20歳未満の中度以上の心身障害児を監護している人に対し、手当を支給します。（児童が児童福祉施設に入所しているときを除く。） 【対象】 おおむね身体障害3級（一部4級）以上または知的障害中度以上 【お問い合わせ先】 手当月額等の詳細については、各市担当課にお問い合わせください。 長浜市しょうがい福祉課 TEL：0749-65-6518 米原市子育て支援課 TEL：0749-55-8112
児童扶養手当	父親または母親が重度障害者である場合（児童が父親または母親に支給される公的年金額の加算対象となっているときを除く）、児童を監護している母親もしくは父親に対し、手当を支給します。 【対象】 父親または母親が、おおむね身体障害2級以上または精神障害重度（労働不能で、かつ常時の介護は必要） 【お問い合わせ先】 手当月額等の詳細については、各市担当課にお問い合わせください。 長浜市子育て支援課 TEL：0749-65-6514 米原市子育て支援課 TEL：0749-55-8112

3 生活保護

資産や能力等すべてを活用してもなお生活に困窮する方に対し、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、その自立を助長する制度です。（支給される保護費は、地域や世帯の状況によって異なります。）

（１）生活保護制度の趣旨

生活保護制度は、生活に困窮する方に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長することを目的としています。

（２）生活保護を受けるための要件

生活保護は世帯単位で行い、世帯員全員が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することが前提であり、また、扶養義務者の扶養は、生活保護法による保護に優先します。

そのうえで、世帯の収入と厚生労働大臣の定める基準で計算される最低生活費と比較して、収入が最低生活費に満たない場合に、保護が適用されます。

詳しくは下記問い合わせ先に確認ください。

（３）お問い合わせ先

長浜市社会福祉課 TEL：0749-65-6519

米原市社会福祉課 TEL：0749-55-8102